明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

○財務省令第二十二号

地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）第十六条第一項第二号及び第九項第三号、第十七条第一項第三号、第十九条第一項第五号、第四項及び第六項第四号並びに第二十九条第六項並びに地方法人税法施行令（平成二十六年政令第百三十九号）第十条第二項第三号の規定に基づき、地方法人税法施行規則を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

地方法人税法施行規則

（地方法人税中間申告書の記載事項）

第一条　地方法人税法（以下「法」という。）第十六条第一項第二号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第十六条第一項の法人の名称及び納税地並びにその納税地と本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、その本店又は主たる事務所の所在地

二　代表者の氏名（法第二条第二号に規定する外国法人にあっては、代表者の氏名及び国内（法の施行地をいう。以下この号において同じ。）において行う事業又は国内にある資産の経営又は管理の責任者の氏名。以下同じ。）

三　当該課税事業年度（法第七条に規定する課税事業年度をいう。以下同じ。）の開始及び終了の日

四　その他参考となるべき事項

（退職年金等積立金に係る基準法人税額に対する地方法人税の中間申告書の記載事項）

第二条　法第十六条第九項第三号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第十六条第九項の法人の名称及び納税地並びにその納税地と本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、その本店又は主たる事務所の所在地

二　代表者（法第二条第三号に規定する人格のない社団等で代表者の定めがなく、管理人の定めがあるものにあっては、管理人。以下同じ。）の氏名

三　当該課税事業年度の開始及び終了の日

四　その他参考となるべき事項

（仮決算をした場合の地方法人税中間申告書の記載事項）

第三条　法第十七条第一項第三号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第十七条第一項の法人の名称及び納税地並びにその納税地と本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、その本店又は主たる事務所の所在地

二　代表者の氏名

三　当該課税事業年度の開始及び終了の日

四　その他参考となるべき事項

（地方法人税確定申告書の記載事項）

第四条　法第十九条第一項第五号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第十九条第一項の法人の名称及び納税地並びにその納税地と本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、その本店又は主たる事務所の所在地

二　代表者の氏名

三　当該課税事業年度の開始及び終了の日

四　当該課税事業年度が残余財産の確定の日の属する課税事業年度である場合において、当該課税事業年度終了の日の翌日から一月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われるときは、その分配又は引渡しが行われる日

五　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第八十条（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）又は第八十一条の三十一の規定により還付の請求をする場合には、法第二十三条第一項に規定する確定地方法人税額のうち同項の規定により還付を受けるべきこととされる金額

六　その他参考となるべき事項

（連結法人の地方法人税確定申告書の添付書類）

第五条　法第十九条第四項に規定する財務省令で定める書類は、当該課税事業年度の法第十五条の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類とする。

（退職年金等積立金に係る基準法人税額に対する地方法人税の確定申告書の記載事項）

第六条　法第十九条第六項第四号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第十九条第六項の法人の名称及び納税地並びにその納税地と本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、その本店又は主たる事務所の所在地

二　代表者の氏名

三　当該課税事業年度の開始及び終了の日

四　その他参考となるべき事項

（法令の規定による整理手続によらない負債整理計画の決定等）

第七条　地方法人税法施行令第十条第二項第三号に規定する財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　債権者集会の協議決定で合理的な基準により債務者の負債整理を定めているもの

二　行政機関、金融機関その他第三者のあっせんによる当事者間の協議による前号に準ずる内容の契約の締結

2　法第二十九条第六項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第二十九条第六項の請求をする同項の適用法人の名称及び納税地

二　代表者の氏名

三　第一号の適用法人が連結親法人（法第二条第六号に規定する連結親法人をいう。）である場合には、法第二十九条第三項に規定する事実を仮装して経理したところに基づく金額を有する連結法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名

四　法第二十九条第四項に規定する事実の生じた日及び当該事実の詳細

五　その他参考となるべき事項

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十六年十月一日から施行する。

（国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第二条　国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

別表第七十四号を同表第七十五号とし、同表第六十八号から第七十三号までを一号ずつ繰り下げ、同表第六十七号中「鉱工業技術研究組合法」を「技術研究組合法」に改め、同号を同表第六十八号とし、同表第六十六号を同表第六十七号とし、同表第七号から第六十五号までを一号ずつ繰り下げ、同表第六号の次に次の一号を加える。

七　地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）

○財務省令第二十三号

相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第五十九条第六項並びに相続税法施行令（昭和二十五年政令第七十一号）第三十条第四項及び附則第四項の規定に基づき、相続税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

相続税法施行規則の一部を改正する省令

相続税法施行規則（昭和二十五年大蔵省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第三十条第五項中「次項」の下に「及び第九項」を加え、同条第八項第一号中「に規定する申請書」を「の申請書」に改め、「本店若しくは主たる事務所の」を削り、同条に次の二項を加える。